



DAIWA だより

2013年第1号 発行：2013年5月 株式会社 ダイワ

弊社は、環境計量証明事業、作業環境測定事業、水道法20条の分析測定事業、ダイオキシン類分析事業等を通じて、環境保全及びリサイクル対策が求められる社会の需要に応えて顧客満足と信頼を得るべく、環境創造の提言を目指す業者として微力ながら社会貢献を果たして参りました。

今年度も官庁発注が始まり県内の河川常時監視、処分場の排水・排ガス等種々多様の案件を受注いたしました。

こうした中、情報サービスの一環として「DAIWAだより」を発行することになりました。環境法令情報等を中心にお伝えいたしますので、参考にしていただければ幸いです。

◎ 最近の法改正

水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日から施行されました。

＜改正の内容＞

改正法では、有害物質による地下水の汚染を未然防止するため、有害物質を使用・貯蔵等をする施設の設置者に対し、届出対象施設の追加のほか、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の順守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が、平成24年9月26日に公布され、10月1日に施行されました。

＜改正の内容＞

事故時の措置の対象となる指定物質として、「ヘキサメチレンテトラミン」が新規に追加されました。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例が改正され、平成24年10月1日から施行されました。(一部は平成24年4月1日施行)

＜改正の内容＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例は、工場等の設置についての規制、事業活動における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定し、平成10年4月より施行されました。

条例の施行後10年余りが経過する中で、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取り組みや県民・事業者の相互理解を促進するため、平成23年7月22日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年神奈川県条例第31号)を公布し、平成24年10月1日より完全施行されました。(一部は、平成24年4月1日より施行)

平成25年3月27日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成25年3月環境省告示第30号)が告示されました。

＜改正の内容＞

生活環境の保全に関する環境基準として、新たに直鎖アルキルベンゼンスルфон酸及びその塩を追加し、基準値を設定されました。また、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールの3物質について要監視項目として設定されました。

◎ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成25年環境省令第4号)が平成25年3月6日に公布され、即日より施行されました。

つきましては、下記の事項について、適切に運用されるようお願いします。なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

〈改正内容〉

大気汚染防止法第17条の12の規定に基づくVOC濃度の測定は、VOC排出施設を稼動されている時間帯において、最も負荷のかかる時にVOC濃度を測定すればよいことから、年1回以上としました。

なお、今回の改正において、VOC排出施設の休止に係る措置を定めていませんが、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成17年6月17日付け、環管大発第050617001号)第10、2の「1年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、引き続きVOC濃度の測定は必要ない。」については、今後も同様に取り扱うこととするので、ご了知ください。

◎ 〈作業環境測定方法の新規設定・変更〉

新たに、「エチルベンゼン」「コバルト及びその無機化合物」「インジウム化合物」を作業環境測定の対象物質に加え、測定方法を設定しました。適用日は平成25年1月1日です。(これら3物質の作業環境測定は、平成26年1月1日から義務化されます。)

	物質名	試料採取方法	分析方法
新 設	エチルベンゼン	固体捕集方法 または 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ 分析方法
新 設	コバルト及び その無機化合物	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
新 設	インジウム化合物	ろ過捕集方法(注1)	誘導結合プラズマ 質量分析方法(注2)

(注1) 吸入性粉じんが採取対象となります。

(注2) いわゆるICP-MSを用いる分析方法。

「オルト-フタロジニトリル」の作業環境測定方法を変更しました。
適用日は平成25年4月1日です。

	物質名	試料採取方法	分析方法
変 更	オルト-フタロジニトリル	固体捕集方法及び ろ過捕集方法(注3)	ガスクロマトグラフ 分析方法

(注3) 固体捕集方法とろ過捕集方法を組み
合わせて行う方法。

★ 計量法の概要

"計る"ことは、一種のコミュニケーションであり、人と人が行き交う場所に"言葉"があるように、物と物が行き交う場所には"計量"があります。物々交換の場合や金銭を介した売買の場合もすべて、物の量及び質を表現する尺度が必要になるのです。このように"計る"ことにより、量及び質を表現することは、コミュニケーションをより円滑かつ公平にするために必須な要素であることが分かります。

したがって、計量に関する制度は、経済・社会の活動を行う上での基本的な制度の一つであり、統一的で合理的な計量制度を確立することは、経済発展、国民生活における便益と安全の確保、文化の向上等を図っていくために不可欠な要件です。

この考えのもとに計量法の目的は「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」となっています。また、この適用は、経済・社会活動のすべてにわたるものではなく、一部を除いておおむね「取引または証明に用いられる場合」という一定の制限が加えられています。

★ 計量証明事業について

計量証明事業には一般計量と環境計量の2つがあります。

計量証明の事業とは、長さ、質量、面積、体積、熱量及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る物象の状態の量を公に、又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明する事業を言います。この計量証明事業を行おうとする者は、計量証明をする事業の区分に従い、事業所(計量証明の行為を継続的に、かつ、反復して行う事務所を含む)ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。この計量証明事業の登録には、計量器のほかに資格者の配置が必ず必要となります。

- ①一般計量事業所にあっては、一般計量士または主任計量者
- ②環境計量事業所にあっては、登録の区分に沿った環境計量士

★ 事業の区分について

- ①長さに係る計量証明事業
 - ②質量に係る計量証明事業
 - ③面積に係る計量証明事業
 - ④体積に係る計量証明事業
 - ⑤熱量に係る計量証明事業
 - ⑥-1濃度に係る計量証明事業(濃度:大気中の物質の濃度、水または土壤中の物質の濃度)
 - ⑥-2特定濃度に係る計量証明事業(特定濃度:大気中のダイオキシン類の濃度、水または土壤中のダイオキシン類の濃度・これらは特定計量証明事業の登録が必要)
 - ⑦音圧レベルに係る計量証明事業
 - ⑧振動加速度レベルに係る計量証明事業
- ・①～⑤は一般的の計量証明
・⑥～⑧は環境の計量証明

◎ コラム

「時間力」という言葉をご存知でしょうか。最近企業でよく行われている研修に取り上げられるひとつですが、ご紹介します。

”時間に対する意識を持ちタイムマネジメントを行って生産性を向上させる。”

”自分の時給を考えて時間を有効に使う。”「まさに時は金なり」と言われますように、限られた時間を有効に活用しようとする狙いがあります。

「時間力」を身につける14のシンプルしきけ

- ①「TQ10」のシートを使って、自分のタイムマネジメント能力を診断することができる
- ②「かえる時間」を毎日設定することで、「かえれない理由」が解消され、残業がなくなる
- ③「納期は?」「ポイントは?」「気になることは?」の3点確認で仕事が期日までに終わる
- ④「10時までは集中力」「12~14時はお休み」「14~20時はメインの仕事」に振り分ける
- ⑤「すきま時間でやる仕事」を決めることで、「多くのすきま時間」を有効に使える
- ⑥「チェック時間」「要返信」「時短機能」などルールをもってメールを使いこなす
- ⑦「毎日」「ときどき」「多分」に振り分けて、必要なないものを定期的に捨てていく
- ⑧「仕事の目標時間」を設定し、実際にできたか検証することで、PDCAが可能になる
- ⑨「毎日やるべきこと」をリストアップし、順番を決めて、実行する→タイムマネジメント
- ⑩「明日やるべきこと」プラス、予想時間と実績時間を記入し、より確実にPDCAをする
- ⑪「手帳上手なる12のチェック項目」をチェックし、「手帳」を使いこなせるようにする
- ⑫「30分単位の手帳」を購入し、30分刻みで仕事を埋めると「すきま時間」がなくなる
- ⑬「自分ひとりでやる仕事」も手帳に記入しておくことで、その時間がキープできる
- ⑭「緊急の仕事=赤」などのように色分けすることで「仕事の種類」が見分けやすくなる

興味のある方はダイヤモンド社発行の「時間力」という本を読んでみて下さい。

◎ 株DAIWAについて

「明るい環境づくりに奉仕する」をモットーに昭和40(1965)年3月に創立後、早いもので48年が経過しました。この間、神奈川県及び千葉県で環境計量証明事業登録機関として分析・測定や環境アセスメント業務等を行う中、ISO9001を認証取得して品質を第一に考えつつ、現在に至っています。また、MLAP(特定計量証明事業者認定制度)の認定業者として、更に厚生労働者の水道法20条登録機関として分析測定を実施し、その業務範囲を拡大して参りました。

弊社は、以上の各種業務に対する皆様からの要求の声に対応できるよう研鑽し、改善に努め、結果として「喜んでいただけるよう」にと願わせられております。

どうぞこれからも〈DAIWA〉をご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 ダイワ 〈DAIWA〉

本 社 ● 住所:〒254-0082神奈川県平塚市東豊田369
TEL:0463(53)2222(代) FAX:0463(53)2233

千葉支店 ● 住所:〒283-0062千葉県東金市家徳238-3
TEL:0475(58)5221(代) FAX:0475(58)5415

小田原支店 ● 住所:〒256-0811神奈川県小田原市田島734-14
TEL:0465(42)2354(代) FAX:0465(42)1652